



平成 22 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名ユニ・チャーム株式会社
代表者名代表取締役 社長執行役員 高原 豪久
(コード番号：8113、東証第一部)
問合せ先執行役員 知財法務本部長 岩田 淳
(TEL. 03-3451-5111)

会 社 名ユニ・チャーム ペットケア株式会社
代表者名代表取締役社長 二神 軍平
(コード番号：2059、東証第一部)
問合せ先執行役員 業務本部長 松岡 逸海
(TEL. 03-6722-1122)

ユニ・チャーム株式会社とユニ・チャーム ペットケア株式会社の公開買付けの不成立 を解除条件とする合併契約締結に関するお知らせ

ユニ・チャーム株式会社（以下、「ユニ・チャーム」といいます。）とその連結子会社でありますユニ・チャーム ペットケア株式会社（以下、「ユニ・チャーム ペットケア」といい、ユニ・チャームと併せて「両社」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、ユニ・チャームを存続会社、ユニ・チャーム ペットケアを消滅会社とし、その対価として金銭を交付する吸収合併（効力発生日：平成 22 年 9 月 1 日。以下、「本合併」といい、対価として交付される金銭を「本合併対価」といいます。）を、平成 22 年 5 月 6 日から同年 6 月 16 日までを買付け等の期間として、ユニ・チャーム がユニ・チャーム ペットケアの発行済株式（ユニ・チャームが所有するユニ・チャーム ペットケアの普通株式及びユニ・チャーム ペットケアが所有する自己株式を除きます。）の全てを取得するために実施する公開買付け（以下、「本公開買付け」といい、本公開買付けにおける買付け等の価格を「本公開買付け価格」といいます。）の不成立を解除条件として行うことを決議し、本合併に係る合併契約（以下、「本合併契約」といいます。）を締結しましたので、お知らせいたします。

1. 合併の目的

ユニ・チャーム並びにユニ・チャームの子会社及び関連会社からなるユニ・チャームグループは、「NOLA&DOLA」（Necessity of Life with Activities & Dreams of Life with Activities）の企業理念の下、創業以来長年培った不織布・吸収体の加工・成形技術を駆使し、ベビーケア関連製品、フェミニンケア関連製品、ペットケア関連製品等の製造・販売を主な内容として事業活動を行っております。

ユニ・チャームグループは、国内市場の再活性化と共に、平成20年策定の新中期経営計画「グローバル10計画」で定めた、アジアを中心とした海外事業における市場成長の促進と業容の拡大を最重要課題として企業改革を推進し、現在世界80カ国以上で紙おむつや生理用品などを提供しております。しかしながら、世界的な景気後退が堅調に拡大してきたアジア各国の経済成長へも影響を及ぼし、経営環境は厳しさを増してきております。ユニ・チャームグループは、このような状況下においても、引続きアジア地域を中心とする市場でのNo. 1のシェアを堅持すると同時に、参入エリアを拡大し、世界シェア10%の獲得を目指し、今後も継続して企

業改革を進めていく予定です。

また、ユニ・チャーム及びユニ・チャームグループは、昭和61年以降にユニ・チャームの新規事業としてペットケア関連製品の製造・販売を行ってまいりました。その後、ユニ・チャームは1990年代後半に吸収体の事業に経営資源を集中させる方針をとったため、平成10年10月に当時ユニ・チャームの子会社であったユニ・タイセイ株式会社（現ユニ・チャーム ペットケア）にペットケア関連製品の製造・販売事業を譲渡いたしました。その後、ユニ・チャーム ペットケアは、当事業の経営改革の過程で資金確保が必要であったため、平成16年10月にペットケア関連製品メーカーとして初の株式上場を果たし、平成17年9月からは株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に指定されています。

ユニ・チャームグループは、国内のペットケア関連事業については、社会情勢の変化等により少子高齢化、晩婚化が進み、また多くの心を痛める社会現象が発生する昨今において、「癒し」の対象として、ペットに対する関心が高まっていること、また、ペット飼育に対応可能なマンションの大幅な増加等によりペット飼育の環境が整ってきている状況にあることから、今後もペットケア関連製品に対する需要が伸びていく等、将来に亘り有望な事業領域であると考えております。かかる状況下、今後とも有望な国内ペットケア関連事業において今後の更なる成長・拡大スピードを上げるためには、ユニ・チャーム ペットケア単独の経営資源で事業運営するよりも、ユニ・チャームとのシナジー効果を最大限に活かす事が最も有効であるという判断に至りました。

また、ユニ・チャームグループは、ペットケア関連製品に係る海外市場について、現在北米や欧州の市場規模が日本の市場規模に比して遥かに大きいこと、また、新興市場の台頭も目立ってきていることから、ペットケア関連製品については、世界的な市場拡大基調が継続すると考えております。特に、中国においては富裕層のみならず中間層及び都市部の人々の生活向上に伴い、市場成長の傾向が顕著に見られており、そのような状況において、ユニ・チャーム ペットケアの強みである嗜好性技術・不織布加工技術と、ユニ・チャームのリソースを活用することで、今後ペットケア関連事業についても積極的な事業展開を開始する予定です。

これまでユニ・チャーム ペットケアは、ユニ・チャームの連結子会社として、一定の緩やかなガバナンスの下で上場企業としての独立性を維持しつつ、両社間での一定のシナジーを活用し、事業運営を遂行してきました。現在、ユニ・チャーム ペットケアは、国内ペットケア関連市場において市場シェア第1位の地位にあります。第2位以下との差は僅かである中、同市場はシェア上位5社での占有度が未だ50%弱であることから、今後寡占化が進んでいくものと想定しています。同市場には、ペットケア関連事業における主要なグローバル企業が全て参入しており、市場の寡占化の過程で今後更に激しい競争が予想され、今後の市場寡占化が進む中で、早急に絶対的な No. 1 シェアを獲得する必要があります。また、昨年来の消費不況・デフレ景気という経済環境下、消費者のペットケア関連製品に対する品質・価格への要求は従来に増して厳しくなっており、国内ペットケア関連事業において将来に亘って発展を続けるためには、マーケティング力・商品開発力・購買交渉力・本社機能等、一段と強固な事業基盤を早急に再構築する必要があります。さらに、成長過程にある海外市場においては、非常に有望な事業機会が存在しますが、ユニ・チャーム ペットケアが海外事業を立ち上げるために、営業拠点・販路・海外での事業の知見といった新たな事業基盤を早急に確立する必要があります。そのため、両社は、平成22年1月頃から両社の企業価値をより向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。ユニ・チャームは、国内事業において更に強固な事業基盤を築き発展と飛躍を遂げること、また、今後成長が期待される海外での両社事業を強化するためには、更なる経営の機動力や柔軟性の確保、両社人材の有効活用を含めた経営資源のグループ全体の枠組みの中での最適化、両社共同での追加的戦略投資による事業拡

大等、シナジー効果の速やかな創出が可能となるよう両社が1つの組織体として事業に邁進することが必要と判断し、本公開買付け及び本合併を実施することが最適であるとの結論に至りました。

また、ユニ・チャーム ペットケアにとっても、本公開買付け及び本合併は、以下の点においてシナジー効果が見込めるため、戦略的意義が十分であると考えています。

- i. ユニ・チャームの国内外における生産拠点・物流網・購買交渉力等、ユニ・チャームグループ全体としての機動力や柔軟性を確保できること
- ii. ユニ・チャームグループ全体としての、商品開発・マーケティング・本社機能等に関する国内外の人材の有効活用を含む、経営資源の最適化がはかれること
- iii. 海外戦略におけるユニ・チャームプラットフォーム（営業拠点や販路）の活用により安全性が高く迅速な海外展開が見込めること
- iv. ユニ・チャームグループ全体としての資金力を活かした投資が可能になること
- v. 上場維持コスト等の負担軽減と、親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除できること

その結果、ユニ・チャームは、本日開催の取締役会において、本公開買付けの開始を決定し、本合併契約の締結についての決議を行うに至りました。また、ユニ・チャーム ペットケアも、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同する旨の意を表明し、ユニ・チャーム ペットケアの株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うとともに、本合併契約の締結についての決議を行い、両社は本日付けで本合併契約を締結しております。

なお、ユニ・チャームは、ユニ・チャーム ペットケアとの本合併後も、カンパニー制の活用等によりペットケア関連事業の運営の自主性を重視した組織体制を維持し、ユニ・チャーム ペットケア従業員や経営陣への配慮を尽くし、またユニ・チャーム ペットケアブランドも維持することを想定しております。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

定時株主総会基準日（両社）	平成 22 年 3 月 31 日
本合併契約締結に係る取締役会決議日（両社）	平成 22 年 4 月 30 日
本合併契約締結日（両社）	平成 22 年 4 月 30 日
ユニ・チャーム ペットケア株式 監理銘柄指定	平成 22 年 4 月 30 日（予定）
公開買付期間開始日 （ユニ・チャーム）	平成 22 年 5 月 6 日（予定）
公開買付期間終了日 （ユニ・チャーム）	平成 22 年 6 月 16 日（予定）
定時株主総会開催日	平成 22 年 6 月 24 日（予定）

(ユニ・チャーム)	
定時株主総会開催日 (ユニ・チャーム ペットケア)	平成 22 年 6 月 29 日 (予定)
ユニ・チャーム ペットケア株式 整理銘柄指定	平成 22 年 6 月 29 日 (予定)
ユニ・チャーム ペットケア株式 上場廃止日	平成 22 年 7 月 30 日 (予定)
本合併の効力発生日	平成 22 年 9 月 1 日 (予定)
本合併対価の交付日	平成 22 年 10 月 29 日 (予定)

なお、ユニ・チャーム ペットケアは、本公開買付けの結果、本合併が略式合併の要件を充足する場合には、会社法第 784 条第 1 項に基づき、平成 22 年 6 月 29 日に開催予定の定時株主総会において本合併契約の承認決議は実施しません。本合併が略式合併の要件を充足することが確定した場合、平成 22 年 6 月 17 日に公表予定の本公開買付けの結果と略式合併の日程を、併せて公表いたします。

(2) 合併の方式

本合併は、本公開買付けの不成立を解除条件に、ユニ・チャームを存続会社、ユニ・チャーム ペットケアを消滅会社とする吸収合併方式で行われ、ユニ・チャーム ペットケアは平成 22 年 9 月 1 日の本合併の効力発生日をもって解散する予定です。存続会社となるユニ・チャームの株主は、会社法第 797 条その他の関係法令の定めに従い、ユニ・チャームに対して、他方、消滅会社となるユニ・チャーム ペットケアの株主は、会社法第 785 条その他の関係法令の定めに従い、ユニ・チャーム ペットケアに対して、それぞれ株式買取請求権を有します。

(3) 合併に係る割当ての内容

ユニ・チャームは、本合併契約に従い、ユニ・チャーム ペットケアの本合併の効力発生の直前における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（両社を除きます。）に対して、その所有するユニ・チャーム ペットケア普通株式 1 株につき金 3,825 円を交付いたします。なお、本合併は金銭を対価としており、本合併に際して株式の交付は行われません。

(4) 合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ユニ・チャーム ペットケアにおいて、新株予約権及び新株予約権付社債は、現在発行されておられません。

3. 合併に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

ユニ・チャームは、本公開買付価格及び本合併対価の公正性を担保するため、本公開買付価格及び本合併対価を決定するにあたり、ユニ・チャーム及びユニ・チャーム ペットケアから独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーであるモルガン・スタンレー証券株式会社

(以下、「モルガン・スタンレー」といいます。)にユニ・チャーム ペットケアの株式価値の算定を依頼いたしました。モルガン・スタンレーは、ユニ・チャーム ペットケアの株式価値について、市場株価分析、類似企業比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー(以下、「DCF」といいます。)分析による算定を行い、ユニ・チャームはモルガン・スタンレーからユニ・チャーム ペットケアの株式価値に関する株式価値算定書(以下、「公開買付者算定書」といいます。)を取得いたしました(なお、ユニ・チャームは、モルガン・スタンレーから本公開買付価格及び本合併対価の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。)

なお、モルガン・スタンレーによるユニ・チャーム ペットケアの1株当たり株式価値の算定結果の概要は、以下のとおりです。

価値評価算定方法	ユニ・チャーム ペットケアの1株当たり株式価値の算定レンジ
市場株価分析	2,977 円から 3,115 円
類似企業比較分析	2,652 円から 3,346 円
DCF 分析	3,352 円から 4,732 円

市場株価分析では、平成 22 年 4 月 28 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるユニ・チャーム ペットケア普通株式の基準日の終値 3,115 円、直近 1 ヶ月平均値 3,061 円(小数点以下四捨五入)、直近 3 ヶ月平均値 2,977 円(小数点以下四捨五入)及び直近 6 ヶ月平均値 3,007 円(小数点以下四捨五入)を基に、ユニ・チャーム ペットケア普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 2,977 円から 3,115 円までと分析しております。

類似企業比較分析では、モルガン・スタンレーは、ユニ・チャーム ペットケアと比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じてユニ・チャーム ペットケアの株式価値を評価し、ユニ・チャーム ペットケア普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 2,652 円から 3,346 円までと分析しております。

DCF 分析では、ユニ・チャーム ペットケアから入手した事業計画に、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素及び経営統合を行うことにより創出が期待されるシナジー効果等を考慮した、平成 23 年 3 月期以降のユニ・チャームによるユニ・チャーム ペットケアの将来の収益予想に基づき、ユニ・チャーム ペットケアが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、ユニ・チャーム ペットケア普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 3,352 円から 4,732 円までと分析しております。

モルガン・スタンレーは、ユニ・チャーム ペットケア株式の価値算定に際し使用した、ユニ・チャームにて一定の調整を加えたユニ・チャーム ペットケア事業計画、及びその他のユニ・チャーム ペットケア資料等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておらず、また検証の義務を負うものではありません。また、モルガン・スタンレーは、ユニ・チャーム ペットケアの資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。モルガン・スタンレーは、本公開買付け及び本合併が適法かつ有効に実施され

ること、本公開買付け及び本合併の税務上の効果がモルガン・スタンレーに提示された想定と相違ないこと、及び本公開買付け及び本合併の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他による同意または許認可が、本公開買付け及び本合併によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。なお、モルガン・スタンレーは、本公開買付け及び本合併実施後に予定されているユニ・チャームとユニ・チャーム ペットケアの合併手続きに関連する税務上の効果は、算定上考慮しておりません。

ユニ・チャームは、モルガン・スタンレーから取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、ユニ・チャーム ペットケアの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、ユニ・チャーム ペットケアの普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、ユニ・チャーム ペットケアとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日開催の取締役会の決議によって、本公開買付け価格及び本合併対価を1株当たり金3,825円と決定しました。

他方、ユニ・チャーム ペットケアは、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、ユニ・チャーム及びユニ・チャーム ペットケアから独立した財務アドバイザーである日興コーディアル証券株式会社（以下、「日興コーディアル証券」といいます。）を第三者算定機関に選定し、本公開買付け価格及び本合併対価の妥当性を検討するための参考とするために、ユニ・チャーム ペットケアの株式価値の算定を依頼し、ユニ・チャーム ペットケアは、日興コーディアル証券から、ユニ・チャーム ペットケアの株式価値に関する株式価値算定書（以下、「対象者算定書」といいます。）を平成22年4月27日に取得しました（なお、ユニ・チャーム ペットケアは、日興コーディアル証券から本公開買付け価格及び本合併対価の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。対象者算定書における各手法におけるユニ・チャーム ペットケアの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

価値評価算定方法	ユニ・チャーム ペットケアの1株当たり株式価値の算定レンジ
市場株価法	2,966円から3,038円
DCF法	3,356円から4,043円

市場株価法では、平成22年4月23日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるユニ・チャーム ペットケア普通株式の直近1ヶ月の平均値及び直近3ヶ月の平均値を基に、ユニ・チャーム ペットケア普通株式1株当たりの価値の範囲を2,966円から3,038円までと分析しております。

DCF法では、ユニ・チャーム ペットケア普通株式1株当たりの価値の範囲を3,356円から4,043円までと分析しております。

対象者算定書では、ユニ・チャーム ペットケアが提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で、ユニ・チャーム ペットケアの株式価値を分析しており、日興コーディアル証券は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いてユニ・チャーム ペットケアの株式価値算定を行っております。なお、日興コーディアル証券が株式価値の算定に利用したユニ・チャーム ペットケアの事業計画は、平成22年6月24日開催予定のユニ・チャームの第50期定時株主総会における承認を条件としてユニ・チャームの取締役として就任すること

を内諾しているユニ・チャーム ペットケアの代表取締役社長である二神軍平氏が、その計画策定に不可欠な人材の一人として関与しておりますが、ユニ・チャーム ペットケアにおいて従前作成していた事業計画と大きく異なっている点はなく、大幅な増減益は見込んでおりません。また、その前提とする事実が大きく異なるということもございません。

ユニ・チャーム ペットケアの取締役会は、財務アドバイザーである日興コーディアル証券及び法務アドバイザーである柳田国際法律事務所からの助言を踏まえて、対象者算定書の内容、本公開買付けの諸条件、本合併の諸条件、ユニ・チャームの有する経営資源の活用の可能性及びユニ・チャーム ペットケアがユニ・チャームと経営統合することによりユニ・チャーム ペットケアに生じうる業務面及び財務面のシナジー効果等を考慮しつつ、ユニ・チャーム ペットケアの取締役会が設置した独立委員会の答申内容を尊重して慎重に検討した結果、本公開買付けを通じてユニ・チャームと経営統合することがユニ・チャーム ペットケアの企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本合併対価その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されていると判断し、本公開買付け価格及び本合併対価を1株当たり金3,825円と決定しました。

(注) モルガン・スタンレーの親会社である米国モルガン・スタンレー（以下、「MS」といいます。）と株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下、「MUFG」といいます。）は、平成22年3月30日付けで双方により発表されたプレスリリースに記載のとおり、日本における証券会社の統合（以下、「本統合」といいます。）に関する最終契約書を締結しております。本統合において、MSとMUFGは、平成22年5月1日付けで、共同出資による(i)三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「MUMSS」といいます。）と(ii)モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社の2社を発足し、ユニ・チャームに対する財務アドバイザーとして業務の提供を行うモルガン・スタンレーのインベストメントバンキング部門は、本統合に係る会社分割（吸収分割）によりMUMSSに承継される予定とのことです。

(2) 算定の経緯

両社は、本合併契約締結に際し、一連の取引の透明性・公平性を期すため、第三者算定機関としてユニ・チャームはモルガン・スタンレーに、ユニ・チャーム ペットケアは日興コーディアル証券にそれぞれ本合併対価の算定を依頼し、モルガン・スタンレーは市場株価分析、類似企業比較分析及びDCF分析の各手法を、日興コーディアル証券は市場株価法及びDCF法の各手法を用いてユニ・チャーム ペットケアの株式価値を算定し、「(1)算定の基礎」に記載された算定結果を得ました。ユニ・チャームはモルガン・スタンレーによる本合併対価算定の内容を検討し、一方、ユニ・チャーム ペットケアは日興コーディアル証券による本合併対価算定の内容を検討し、それを踏まえて両社にて慎重に協議を行いました。その結果、両社はユニ・チャーム ペットケアの普通株式1株につき金3,825円を交付することに合意いたしました。

なお、本合併対価である3,825円は、本公開買付け価格と同一であり、本公開買付けの公表及び本合併契約締結日の直前営業日の平成22年4月28日の東京証券取引所市場第一部におけるユニ・チャーム ペットケアの普通株式の普通取引終値の3,115円に対して22.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヵ月間（平成22年3月29日から平成22年4月28日まで）の普通取引終値の単純平均値3,061円（小数点以下四捨五入）に対して25.0%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヵ月間（平成22年1月29日から平成22年4月28日まで）の普通取引終値の単純平均値2,977円（小数点以下四捨五入）に対して28.5%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヵ月間（平成21年10月29日から平成22年4月28日まで）の普通取引終値の単純平均値3,007円（小数点以下四捨五入）に対して27.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(3) 算定機関との関係

ユニ・チャームの財務アドバイザー（算定機関）であるモルガン・スタンレーは、ユニ・チャーム及びユニ・チャーム ペットケアの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、ユニ・チャーム ペットケアの財務アドバイザー（算定機関）である日興コーディアルは、ユニ・チャーム及びユニ・チャーム ペットケアの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

① 上場廃止となる見込み及びその事由

ユニ・チャーム ペットケアの普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、ユニ・チャームは、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、ユニ・チャーム ペットケアの株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後、両社は本合併を実施することを企図していますので、その場合、ユニ・チャーム ペットケアの株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、平成 22 年 4 月 30 日に東京証券取引所の監理銘柄に、平成 22 年 6 月 29 日に整理銘柄にそれぞれ指定され、1 ヶ月後の平成 22 年 7 月 30 日をもって上場廃止となる予定です。但し、ユニ・チャーム ペットケアは、本公開買付けの結果、本合併が略式合併の要件を充足する場合には、会社法第 784 条第 1 項に基づき、平成 22 年 6 月 29 日に開催予定の定時株主総会において本合併契約の承認決議は実施しません。本合併が略式合併の要件を充足することが確定した場合、平成 22 年 6 月 17 日に公表予定の本公開買付けの結果と略式合併の日程を、併せて公表いたします。なお、上場廃止後は、ユニ・チャーム ペットケアの普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

② 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

これまでユニ・チャーム ペットケアは、ユニ・チャームの連結子会社として、一定の緩やかなガバナンスの下で上場企業としての独立性を維持しつつ、両社間での一定のシナジーを活用し、事業運営を遂行してきました。現在、ユニ・チャーム ペットケアは、国内ペットケア関連市場において市場シェア第 1 位の地位にありますが、第 2 位以下との差は僅かである中、同市場はシェア上位 5 社での占有度が未だ 50%弱であることから、今後寡占化が進んでいくものと想定しています。同市場には、ペットケア関連事業における主要なグローバル企業が全て参入しており、市場の寡占化の過程で今後更に激しい競争が予想され、今後の市場寡占化が進む中で、早急に絶対的な No. 1 シェアを獲得する必要があります。また、昨年来の消費不況・デフレ景気という経済環境下、消費者のペットケア関連製品に対する品質・価格への要求は従来に増して厳しくなっており、国内ペットケア関連事業において将来に亘って発展を続けるためには、マーケティング力・商品開発力・購買交渉力・本社機能等、一段と強固な事業基盤を早急に再構築する必要があります。さらに、成長過程にある海外市場においては、非常に有望な事業機会が存在しますが、ユニ・チャーム ペットケアが海外事業を立ち上げるために、営業拠点・販路・海外での事業の知見といった新たな事業基盤を早急に確立する必要があります。そのため、両社は、平成 22 年 1 月頃から両社の企業価値をより向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。ユニ・チャームは、国内事業において更

に強固な事業基盤を築き発展と飛躍を遂げることに、また、今後成長が期待される海外での両社事業を強化するためには、更なる経営の機動力や柔軟性の確保、両社人材の有効活用を含めた経営資源のグループ全体の枠組みの中での最適化、両社共同での追加的戦略投資による事業拡大等、シナジー効果の速やかな創出が可能となるよう両社が1つの組織体として事業に邁進することが必要と判断し、本公開買付け及び本合併を実施することが最適であるとの結論に至りました。

また、ユニ・チャーム ペットケアにとっても、本公開買付け及び本合併は、以下の点においてシナジー効果が見込めるため、戦略的意義が十分であると考えています。

- i. ユニ・チャームの国内外における生産拠点・物流網・購買交渉力等、ユニ・チャームグループ全体としての機動力や柔軟性を確保できること
- ii. ユニ・チャームグループ全体としての、商品開発・マーケティング・本社機能等に関する国内外の人材の有効活用を含む、経営資源の最適化がはかれること
- iii. 海外戦略におけるユニ・チャームプラットフォーム（営業拠点や販路）の活用により安全性が高く迅速な海外展開が見込めること
- iv. ユニ・チャームグループ全体としての資金力を活かした投資が可能になること
- v. 上場維持コスト等の負担軽減と、親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除できること

そこで、ユニ・チャームが、ユニ・チャーム ペットケアとの経営統合を行う上記目的のもと、本公開買付け及び本合併を実施する結果、上記「①上場廃止となる見込み及びその事由」のとおり、ユニ・チャーム ペットケアの株式は上場廃止される予定となっております。

また、両社は、両社の経営統合に際しては、ユニ・チャームの既存株主にとって持分の希薄化を極力回避しつつ、ユニ・チャームの低コストでの負債性資金調達能力を十分に活用すること、米国証券取引法上の継続開示義務に服する場合の負担も勘案した上で、ユニ・チャーム ペットケアの株主に早期の投下資本の回収機会としてユニ・チャームによる本公開買付けの実施後、本公開買付けに応募されなかったユニ・チャーム ペットケアの株主にも、本公開買付けと同等の条件での投下資本回収の機会を提供する観点から、本合併対価としてユニ・チャーム株式ではなく金銭を交付する方法を選択いたしました。

ユニ・チャーム ペットケアの株式が上場廃止となった場合、ユニ・チャーム ペットケアの株式は東京証券取引所においては取引できなくなりますが、両社を除くユニ・チャーム ペットケアの株主に対しては、本合併契約に従い、上記「2. 合併の要旨」の「(3) 合併に係る割当ての内容」に記載のとおり、ユニ・チャーム ペットケア株式 1 株に対し、本合併対価として、金 3,825 円が交付されます。

(5) 公正性を担保するための措置

両社は、ユニ・チャーム ペットケアがユニ・チャームの連結子会社であることに鑑み、本公開買付け及び本合併から構成される一連の取引及びその条件の公正性等を担保するため、以下の措置を講じております。

①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

両社は、上記「3. 合併に係る割当ての内容の算定根拠等」の「(1)算定の基礎」に記載の

とおり、それぞれ別個独立に第三者算定機関に本公開買付価格及び本合併対価について算定を依頼し、その分析及び意見を参考としつつ交渉・協議を行った上で、それぞれの取締役会において検討・決定いたしました。

②ユニ・チャーム ペットケアにおける独立委員会の設置

ユニ・チャーム ペットケアの取締役会は、平成22年4月5日、本公開買付け及び本合併に関する取締役会の意思決定過程における利益相反を回避し、恣意的な判断がなされることを防止すること、並びに、本公開買付価格及び本合併対価及び内容その他の条件並びに手続きの公正性を担保することを目的として独立委員会を設置し、本公開買付価格及び本合併対価の妥当性、並びに、本公開買付けに対して表明すべき意見の内容等について独立委員会に対し諮問することを決議いたしました。そして、ユニ・チャーム ペットケアはその独立委員会の委員として、ユニ・チャーム及びユニ・チャーム ペットケアから客観的かつ実質的に独立している社外有識者として、坂東司朗氏（弁護士、坂東総合法律事務所所長）、藤田世潤氏（公認会計士・税理士、新創監査法人代表社員・理事長）及び三好晋（すすむ）氏（元株式会社日本航空インターナショナル専務執行役員）の合計3名を選任いたしました。

独立委員会は、平成22年4月5日から同年4月28日までの間、複数回にわたって開催され、上記諮問事項について審議を行うとともに、かかる審議にあたり必要とされる情報を収集・検討するため、ユニ・チャーム ペットケアの担当者から本公開買付け及び本合併によって向上することが見込まれるユニ・チャーム ペットケアの企業価値の具体的内容等につき説明を受け、ユニ・チャーム ペットケア取締役会より提出を受けた本公開買付け及び本合併に関連する資料を精査いたしました。また、独立委員会は、ユニ・チャームの担当者やモルガン・スタンレーの担当者からも、ユニ・チャーム ペットケアの株式価値評価に関する説明を受け、質疑応答を行っております。加えて、独立委員会は、ユニ・チャーム ペットケアの財務アドバイザーである日興コーディアル証券がユニ・チャーム ペットケアに対して提出した対象者算定書を参考にするとともに、ユニ・チャーム ペットケアの担当者や日興コーディアル証券の担当者からユニ・チャーム ペットケアの株式価値評価に関する説明を受け、質疑応答を行っております。独立委員会は、かかる経緯の下、ユニ・チャーム ペットケアの取締役会からの諮問事項につき慎重に審議した結果、平成22年4月28日に、ユニ・チャーム ペットケアの取締役会に対して、本公開買付け及びこれに続いて行われる本合併については、これらがユニ・チャーム ペットケアの企業価値向上に資すると判断することは合理的であり、これらの取引は公正な手続きを通じてユニ・チャーム ペットケアの株主利益への配慮がなされており、かつ本公開買付価格及び本合併対価は妥当であると認められるとして、ユニ・チャーム ペットケアの取締役会が本公開買付けに賛同し、株主に対して応募を推奨することは妥当である旨の答申を全会一致で行っております。

③法律事務所からの助言

ユニ・チャーム ペットケアの取締役会は、その意思決定過程における公正性を確保するため、ユニ・チャーム ペットケアの法務アドバイザーである柳田国際法律事務所から、本公開買付け及び本合併契約締結の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程その他留意点等に関する法的助言を得ております。

(6) 利益相反を回避するための措置

両社は、ユニ・チャーム ペットケアがユニ・チャームの連結子会社であることに鑑み、本公開買付け及び本合併における構造的な利益相反状態を回避するため、以下の措置を講じてお

ります。

①利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

ユニ・チャーム ペットケアは、本日開催の取締役会において、利害関係を有しない取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨の意を表明し、ユニ・チャーム ペットケアの株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うとともに、本合併契約の締結についての決議を行っております。さらに、上記取締役会における本公開買付け及び本合併に関する審議に参加した利害関係を有しない監査役は、いずれも、ユニ・チャーム ペットケアの取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意を表明すること、ユニ・チャーム ペットケアの株主が本公開買付けに応募することを推奨すること、及び本合併契約を締結することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、社外取締役の伊賀上隆光氏及び野村裕範氏については、ユニ・チャームの使用人（執行役員待遇）を兼任しており、構造的に利益相反状態にあることに鑑みて、上記取締役会における本公開買付け及び本合併に関する審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、ユニ・チャーム ペットケアの立場においてユニ・チャームとの協議・交渉は一切参加していません。また、監査役の秋田泰氏については、ユニ・チャームの執行役員を兼任しており、同様に構造的に利益相反状態にあることに鑑みて、上記取締役会における本公開買付け及び本合併に関する審議には参加していません。

また、二神軍平氏及び安藤吉良氏は、平成 22 年 6 月 24 日開催予定のユニ・チャームの第 50 期定時株主総会における承認を条件としてユニ・チャームの取締役として就任することを内諾していることに鑑み、利益相反回避の観点から、児玉博充氏及び室町博彦氏並びに秋田泰氏を除く監査役全員により本公開買付け及び本合併に関する審議を行い、児玉博充氏及び室町博彦氏のみで決議を行った上で、会社法第 369 条の規定に基づく取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、あらためて二神軍平氏、安藤吉良氏、児玉博充氏及び室町博彦氏並びに秋田泰氏を除く監査役全員で本公開買付け及び本合併に関する審議を行い、二神軍平氏、安藤吉良氏、児玉博充氏及び室町博彦氏で決議を行っております。その結果、いずれの決議においても、審議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同する旨の意を表明し、ユニ・チャーム ペットケアの株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うとともに、本合併契約の締結についての決議を行っております。さらに、上記取締役会の審議に参加した利害関係を有しない監査役は、いずれも、ユニ・チャーム ペットケアの取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意を表明すること、ユニ・チャーム ペットケアの株主が本公開買付けに応募することを推奨すること、及び本合併契約を締結することに異議がない旨の意見を述べております。

4. 合併の当事会社の概要

		吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
(1)	名称	ユニ・チャーム株式会社	ユニ・チャーム ペットケア株式会社
(2)	所在地	愛媛県四国中央市金生町下分 182 番地	東京都港区三田三丁目 5 番 27 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 高原 豪久	代表取締役社長 二神 軍平
(4)	事業内容	ベビーケア関連製品、フェミニンケア関連製品、ヘルスケア関連製品の製造・販売等	ペットフード製品、ペットトイレタリー製品の製造、販売等
(5)	資本金	15,992 百万円	2,371 百万円
(6)	設立年月日	1961 年 2 月 10 日	1979 年 10 月 6 日
(7)	発行済株式数	68,981,591 株	29,360,000 株
(8)	決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9)	従業員数	7,074 名(連結) (平成 21 年 9 月 30 日現在)	226 名(単体) (平成 21 年 9 月 30 日現在)
(10)	大株主及び持株比率	有限会社ユニテック 17.93% 株式会社高原興産 4.96% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4.74% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 4.59% 高原基金株式会社 4.52% ゴールドマン・サックス・アンドカンパニーレギュラーアカウント 3.84% ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント 2.87% 日本生命保険相互会社 2.80% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・広島銀行口) 2.78% 株式会社伊予銀行 2.46% (平成 21 年 9 月 30 日現在)	ユニ・チャーム株式会社 36.92% 有限会社ユニテック 9.40% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 6.22% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 3.81% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行) 2.00% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行) 1.78% 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口 9) 1.49% MASA-JAPANESE EQUITY (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行) 1.48% 高原 利雄 1.42% 高原 慶一郎 1.22%

			(平成 21 年 9 月 30 日現在)				
(11)	当事会社間関係						
	資本関係	ユニ・チャームは、平成 21 年 9 月 30 日現在、ユニ・チャーム ペットケアの発行済株式総数の 36.92%に相当する 10,840,000 株を保有しています。					
	人的関係	下記の者は、ユニ・チャームとユニ・チャーム ペットケアの役職を兼任しております。 伊賀上隆光氏：ユニ・チャーム 執行役員待遇、ユニ・チャーム ペットケア 取締役 野村裕範氏：ユニ・チャーム 執行役員待遇、ユニ・チャーム ペットケア 取締役 秋田泰氏：ユニ・チャーム 執行役員、ユニ・チャーム ペットケア 監査役					
	取引関係 <small>(注1) (注2) (注3)</small>	取引関係は、以下のとおりです。 ①ユニ・チャームのユニ・チャーム ペットケアに対する支払いに係る情報処理受託手数料：平成 20 年 3 月期 3,746 万円、平成 21 年 3 月期 3,831 万円、平成 22 年 3 月期 3,688 万円 ②ユニ・チャーム ペットケアのユニ・チャームに対する支払いに係る事務所賃借料：平成 20 年 3 月期 1,692 万円、平成 21 年 3 月期 1,752 万円、平成 22 年 3 月期 1,812 万円					
	関連当事者への該当状況	ユニ・チャーム ペットケアはユニ・チャーム の連結子会社であり、関連当事者に該当します。					
(12)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態						
決算期		ユニ・チャーム (連結)			ユニ・チャーム ペットケア (単体)		
		20 年 3 月期	21 年 3 月期	22 年 3 月期	20 年 3 月期	21 年 3 月期	22 年 3 月期
	純資産	179,170	185,590	207,413	12,844	15,649	19,191
	総資産	275,435	278,313	307,771	22,612	25,907	30,329
	1 株当たり純資産 (円)	2,545.79	2,634.12	2,922.16	917.58	558.38	680.74
	売上高	336,864	347,849	356,825	40,349	44,731	46,916
	営業利益	33,731	34,883	45,008	5,171	6,588	8,373
	経常利益	32,327	31,607	45,855	4,581	6,016	7,720
	当期純利益	16,683	17,127	24,463	2,776	3,541	4,533
	1 株当たり当期純利益 (円)	259.39	268.32	385.69	198.54	126.39	161.76

1株当たり配当金(円)	46	54	70	50	33	38
-------------	----	----	----	----	----	----

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注1) 平成22年3月期に係る取引金額は、いずれも両社会計監査人及び監査役による監査を受ける前のものとなります。

(注2) 上記取引金額には、いずれも消費税等は含まれておりません。

(注3) 上記取引価格については、いずれも市場価格を参考に決定しております。

5. 合併後の状況

		吸収合併存続会社
(1)	名称	ユニ・チャーム株式会社(英文名称:Unicharm Corporation)
(2)	所在地	愛媛県四国中央市金生町下分182番地 (ユニ・チャームの本社所在地)
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 高原 豪久(現ユニ・チャーム代表取締役 社長執行役員)
(4)	事業内容	本合併後の存続会社であるユニ・チャームは、主として以下の事業の強化に取り組めます <ul style="list-style-type: none"> ● ベビーケア事業 ● フェミニンケア事業 ● ペットケア関連事業
(5)	資本金	15,992百万円
(6)	決算期	3月31日
(7)	純資産	単独：未定 連結：未定
(8)	総資産	単独：未定 連結：未定

6. 会計処理の概要

企業結合会計基準における共通支配下の取引等の会計処理に該当します。「のれん」の金額等に関する事項につきましては、未定です。

7. 今後の見通し

「本合併による業績への影響」につきましては、本公開買付け及び本合併が終了し、詳細が判明次第、速やかに開示させていただきます。

8. 支配株主との取引等に関する事項

ユニ・チャームは、ユニ・チャーム ペットケアの支配株主であり、本公開買付け及び本合併は支配株主との取引等に該当します。

ユニ・チャーム ペットケアは、前記上記「3.(5) 公正性を担保するための措置」及び「3.(6) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本公開買付けの公正性を担保するために必要な措置を講じております。

ユニ・チャーム ペットケアは上場会社としてユニ・チャームからの独立性確保のため、各種経営上の意思決定は全て自らの決裁機関によって行っており、ユニ・チャームから一定の独

立性が確保されていると認識しております。本公開買付け及び本合併についても、支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針に適合しております。

<将来の見通しに関するリスク情報>

本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。両社又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で両社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、両社又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

（参考）ユニ・チャーム当期連結業績予想（平成22年4月30日公表分）及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 （平成23年3月期）	393,000	48,000	46,500	25,500
前期実績 （平成22年3月期）	356,825	45,008	45,855	24,463

（参考）ユニ・チャーム ペットケア当期業績予想（平成22年4月30日公表分）及び前期実績

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 （平成23年3月期） 第2四半期累計期間	23,700	4,100	3,750	2,210
前期実績 （平成22年3月期）	46,916	8,373	7,720	4,533

以 上